

四国森林管理局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成27年4月10日)

開催日及び場所		平成27年 3月17日(火曜日) 四国森林管理局 1階会議室		
委員		坂本 伸廣 (税理士) 斎藤 章 (公認会計士) 西森やよい (弁護士)		
審議対象期間		平成26年10月 1日～平成26年12月31日		
審議対象案件		35件 うち、1者応札案件 15件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		15件(抽出率43%) うち、1者応札案件 4件 (抽出率27%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		5件 うち、1者応札案件 0件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約		該当なし
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件 0件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物品・役務等	一般競争		9件 うち、1者応札案件 4件
		指名競争		該当なし
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし
		随意契約(その他)		該当なし
(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員 ら の 意 見 ・ 質 問 そ れ に 対 す る 回 答 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共事業労務費調査業務とはどのような業務か。</li> <li>・ 新設工事に係る監督補助業務とはどのような業務か。</li> <li>・ 応札者の数を増やすためには、できるだけ早く詳しい情報を提供することが重要ではないかと考えるが、森林管理局として何か取り組みは行っているか。</li> <li>・ 設計業務の入札参加資格で過去2年間に業務実績がある場合、評定点合計の平均が60点以上であることとあるが、過去2年間に実績がない場合は入札に参加することはできないのか。</li> <li>・ 燃料の調達において、契約時に予定数量が決められていると思うが、使用しきれなかった場合はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省及び農林水産省で、毎年（10月期）に公共工事に関する労務賃金を職種ごとに調査し、それを基に公共工事の積算に使用する労務単価を決定しており、そのための調査業務である。 また、データ収集業務のため情報が漏れないように仕様書において守秘義務を定めている。</li> <li>・ 本来は、森林管理署等の職員が行うべき工事監督業務の一部を委託し行ってもらう業務で、林野庁で定められている「現場技術業務委託共通仕様書」及び「現場技術業務委託特別仕様書」に基づいて行われている。 また、監督補助業務が適切に行われているかの確認は、日々の日誌等により行われている。</li> <li>・ 応札者が少ないことへの問題意識は常にもっており、通常は年度当初（4月）に出す公共工事発注見通しを予算成立前に、公共工事発注見通し（発注予定情報）としてホームページに掲載している。 また、以前は1工事につき技術者は専任としていたが現在は、現場が近い場合は兼任も可能といった緩和措置も行っている。</li> <li>・ 森林管理局が発注した調査業務の実績がなくても、国や県、他の機関で「同種の調査業務」を行っていれば入札に参加できることとしている。 その場合、みなしで評定点60点をあたえることとしている。</li> <li>・ 燃料の調達は単価契約となっており、使用した分のみを精算するため、予定数量が減ることもあれば増えることもある。</li> </ul>
	委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし